

新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正予算（案）について

I 基本的な考え方

県内での複数の新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されている。引き続き、感染防止策に万全を期すとともに、今後の感染拡大にも備える必要がある。また、小中学校等の臨時休業や県内中小企業の売上減少等による経済的な影響など、直面する課題への対応が求められている。

このため、国の緊急対応策（第2弾）等を踏まえ、次のとおり補正予算を編成する。

1 基本方針

- (1) 社会福祉施設等での感染拡大防止、入院病床確保や外来医療体制の強化など「感染拡大防止と医療・検査体制の充実」
- (2) 生活資金の貸付、臨時休業中の放課後等デイサービスの利用者負担の支援や児童生徒の相談対応など「県民生活の安心確保」
- (3) 中小企業の売上減少への対応など「事業活動への支援」

2 財源の活用

補正予算案の編成にあたっては、将来の財政への影響に配慮し、国庫補助金や特別交付税（※）など、国の財源措置を最大限に活用し、残余は予備費の減額で対応する。

※ 国の緊急対策に伴う地方負担に対し8割が特別交付税措置され、令和元年度の特別交付税の算定で所要額を把握できないものは令和2年度に措置される。

II 補正予算の規模

1 会計別の規模

（単位：百万円、％）

区 分	現 計 A	今 回 提案額 B	財 源 内 訳				合 計 C = A + B	前年 同期 対比
			国庫	特定	起債	一般		
一 般 会 計	1,829,798	2,590	2,100	131	3	356	1,832,388	101.4
特 別 会 計	1,600,775	0	0	0	0	0	1,600,775	101.9
計	3,430,573	2,590	2,100	131	3	356	3,433,163	101.7
公 営 企 業 会 計	278,247	0	0	0	0	0	278,247	96.3
合 計	3,708,820	2,590	2,100	131	3	356	3,711,410	101.2

※今回必要となる一般財源については、特別交付税により対応

2 施策体系別事業一覧

(単位:百万円)

事業名	金額	財源内訳			
		国庫	特定	起債	一般
新型コロナウイルス感染症緊急対策	2,783	2,100	131	3	549
1 感染拡大防止と医療・検査体制の充実	1,469	798	123	3	545
(1) 社会福祉施設等における衛生管理体制の強化	437	314	123	0	0
(2) 障害福祉施設における在宅就労の推進	5	5	0	0	0
(3) 社会福祉施設等の個室化改修の支援	37	34	0	3	0
(4) 検査体制の強化	28	15	0	0	13
(5) 入院医療体制の強化	520	260	0	0	260
(6) 入院病床の確保	340	170	0	0	170
(7) 外来医療体制の強化	100	0	0	0	100
(8) 兵庫県新型コロナウイルス感染症対策協議会の設置	1	0	0	0	1
(9) 県民・医療関係者向け医療提供体制の情報発信	1	0	0	0	1
2 県民生活の安心確保	1,314	1,302	8	0	4
(1) 社会福祉施設等の介護職員等の確保支援	3	3	0	0	0
(2) 生活福祉資金の拡充	869	869	0	0	0
(3) SNS 悩み相談窓口の延長	2	0	0	0	2
(4) 学校給食の衛生管理体制の強化	6	0	4	0	2
(5) 放課後等デイサービス利用者負担分等の支援	430	430	0	0	0
(6) 子ども食堂応援プロジェクト事業の緊急支援	4	0	4	0	0
3 事業活動への支援	0	0	0	0	0
(1) 中小企業への運転資金等支援		(既定の融資枠で対応)			
予備費	△ 193	0	0	0	△ 193
合計	2,590	2,100	131	3	356
一般会計	2,590	2,100	131	3	356

Ⅲ 事業の概要

1 感染拡大防止と医療・検査体制の充実

1,469,000 千円

(国庫 798,000、特定 123,000、起債 2,700、一般 545,300)

(1) 社会福祉施設等における衛生管理体制の強化

437,000 千円

(国庫 314,000、特定 123,000)

社会福祉施設等の衛生管理体制の強化のため、マスク等の購入等を支援

区 分	障害者支援施設 救護施設等	保育所等	幼稚園等	児童福祉施設	介護施設等
対象施設	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、救護施設、保護施設等	認可外保育施設	幼稚園、幼稚園型認定こども園	児童養護施設、乳児院等	特別養護老人ホーム、通所施設等
対象経費	マスク等の購入費、施設の消毒経費、感染予防のための広報・啓発費 (障害・救護それぞれで1自治体につき上限10,000千円)	マスク等の購入費、施設の消毒経費 (上限:150千円/施設)	マスク等の購入費 (上限:500千円/施設)	マスク等の購入費、施設の消毒経費 (上限:500千円/施設)	マスク等の購入費、施設の消毒経費、感染予防のための広報・啓発費
所要額	20,000千円	36,000千円 (240施設)	232,000千円 (464施設)	26,000千円 (52施設)	123,000千円
財 源	全額国庫	全額国庫	全額国庫	全額国庫	医療介護基金

(2) 障害福祉施設における在宅就労の推進

5,000 千円

(全額国庫)

就労系障害福祉サービス事業所における在宅就労を推進するため、タブレット端末の整備経費等を支援

- 対象施設 就労継続支援事業所 A・B型、就労移行支援事業所
- 対象経費 タブレット端末等の整備費、導入研修費等
- 補助基準額 2,500 千円/事業所 (定員 1 人あたり 250 千円が上限)
- 補助率 10/10
- 事業期間 令和 2 年 3 月 31 日まで

(3) 社会福祉施設等の個室化改修の支援

37,000 千円

(国庫 34,000、起債 2,700、一般 300)

社会福祉施設等における感染拡大を防止するため、感染の疑いのある者を隔離するための個室化改修経費を支援

- 対象施設 介護施設 (入所施設のみ)、障害者支援施設、児童福祉施設
- 対象経費 多床室を個室化するための間仕切り壁、換気設備の整備等
- 負担割合 介護施設 国 10/10
障害者支援施設 国 1/2、県 1/4、事業者 1/4
児童福祉施設 国 10/10

(4) 検査体制の強化 28,000 千円
(国庫 15,000、一般 13,000)

今後の感染拡大に備え、行政検査を行うための検査試薬（14,000 件分）を追加購入

(5) 入院医療体制の強化 520,000 千円
(国庫 260,000、一般 260,000)

感染症病床以外での入院機能を確保するため、人工呼吸器等の備品整備を支援

○ 補助対象 新型コロナウイルス感染症患者を入院させる医療機関

○ 対象経費 人工呼吸器、人工肺、個人防護具等

○ 補助基準額	人工呼吸器	人工肺	個人防護具
	2,221千円	14,000千円	3.6千円

○ 件数 40 施設、200 病床
(感染症指定医療機関 9 施設、その他医療機関 31 施設)

○ 補助率 10/10

○ 負担割合 国 1/2、県 1/2

○ 事業期間 令和 2 年 3 月 31 日まで

(6) 入院病床の確保 340,000 千円
(国庫 170,000、一般 170,000)

感染症病床以外での入院病床を確保するため、空床補償経費等を支援

○ 補助対象 新型コロナウイルス感染症患者を入院させる医療機関

○ 対象経費 空床補償経費、消毒経費

○ 補助基準額 空床補償経費：16,190 円／日・床

○ 件数 200 床

○ 補助率 10/10

○ 負担割合 国 1/2、県 1/2

○ 事業期間 令和 2 年 3 月 31 日まで

(7) 外来医療体制の強化

100,000 千円

(全額一般)

まん延期を迎えた場合に、一般医療機関及び診療所において、外来診療をするための設備整備費を支援

区 分	一般医療機関	診療所
対象経費	臨時外来設置経費 (テント等)	クリーンパーテーション等 設置費
補助単価	3,000千円	200千円
箇所数	20施設	200施設
所要額	60,000千円	40,000千円

(8) 兵庫県新型コロナウイルス感染症対策協議会の設置

500 千円

(全額一般)

状況の進展に応じた段階毎の医療提供体制等を検討するため、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策協議会を設置

- 構 成 員 感染症専門医師、地域医療・公衆医療の有識者、医師会、病院協会、行政等
- 検討内容
 - ・ 県内の状況及び段階毎の医療提供体制
 - ・ 感染期（まん延期）に外来を実施しない医療機関の設定
 - ・ 入院・検査体制の広域間調整ルール
 - ・ 住民・医療関係者への感染症対策、医療情報の発信方法
 - ・ 段階の変更及び小康時の判断 等
- 想定回数 5回

(9) 県民・医療関係者向け医療提供体制の情報発信

1,500 千円

(全額一般)

段階に応じた医療提供体制等を住民や医療関係者に周知するため、各種媒体を活用した積極的な広報を実施するとともに、広域での医療機関や消防本部等の対応を検討するため、医療情報の共有システム等を改修

- 事業内容
 - ・ 市町広報誌、新聞広告、ポスター等を活用して、段階毎の医療提供体制等を県民・医療関係者等に広報
 - ・ 各医療機関での新型コロナウイルス感染症の対応状況を公表するため、医療機関情報システム（県民向け）を改修
 - ・ 入院情報などの医療情報を広域で共有するため、広域災害・救急医療情報システム（医療関係者向け）を改修

2 県民生活の安心確保

1,314,000 千円

(国庫 1,302,000、特定 8,000、一般 4,000)

(1) 社会福祉施設等の介護職員等の確保支援

3,000 千円

(全額国庫)

学校の臨時休業に伴い介護職員等が休暇を取得する場合の応援職員の派遣旅費等を補助

- 実施方法 県直接執行

(2) 生活福祉資金の拡充

869,000 千円

(全額国庫)

収入減少等により一時的な資金が必要な方を支援するため、緊急貸付等を実施するための貸付原資を助成

- 貸付要件

区 分	緊急小口資金	総合支援資金
貸付額	10万円 (特別な場合 20万円)	20万円 (2人以上世帯の場合)
据置期間	2か月→1年以内	6か月→1年以内
償還期限	12か月→2年以内	10年以内

- 補助額 869,000 千円 (国基準額)
- 補助先 県社会福祉協議会
- 負担割合 国 10/10

(3) SNS悩み相談窓口の延長

2,000 千円

(全額一般)

小中学校等の一斉臨時休業に伴う児童生徒のSNS相談件数の増加に対応するため、休業期間中の相談受付時間を拡充

- 相談時間 (現行) 17:00～20:30 → (拡充後) 12:00～20:30
- 延長期間 3月3日～3月25日 (16日間・平日のみ)

(4) 学校給食の衛生管理体制の強化

6,000 千円

(特定 4,000、一般 2,000)

学校給食調理業者が給食再開に向けた衛生管理の徹底、改善を図るために行う職員研修や設備等の購入費を支援

- 対象経費及び補助上限
 - ・ 職員研修 220 千円
 - ・ 設備更新費 450 千円
 - ・ 消耗品費 300 千円
- 対象事業者 6 事業者

(5) 放課後等デイサービス利用者負担分等の支援 430,000 千円
(全額国庫)

特別支援学校の臨時休業に伴い増加する放課後等デイサービスの利用者負担等を支援

- 対象期間 令和2年3月2日～春休みの前日まで
- 負担割合 国 10/10

(6) 子ども食堂応援プロジェクト事業の緊急支援 4,000 千円
(ふるさとひょうご寄附基金繰入金)

感染予防を十分に行い、貧困世帯等の子どもに食事を提供する子ども食堂に対して、少人数又は分散開催の実施に要する経費を支援

- 対象経費 少人数又は分散開催の実施に伴う経費 (チラシ印刷費等)
マスクや消毒液等の購入費等
- 補助基準額 40 千円
- 箇所数 100 箇所

3 事業活動への支援

(1) 中小企業への運転資金等支援

① 経営円滑化貸付の拡充

(既定の融資枠で対応)

令和2年2月25日受付分から拡充している新型コロナウイルス対策貸付について、業歴1年未満の事業者を新たに対象とする要件緩和を行うとともに、国の危機関連保証発動に連動し、新型コロナウイルス危機対応貸付を整備

区 分	経営円滑化貸付 〔現行〕	経営円滑化貸付〔2/14発表済〕 【今回要件緩和(下線部)】 (新型コロナウイルス対策貸付)	経営円滑化貸付 【今回新設】 (新型コロナウイルス危機対応貸付)
対 象 者	県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で次に該当する者 ・最近3か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者	新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている県内の中小企業者等で次に該当する者 ・最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%（※1）以上減少している者 ・ <u>業歴3か月以上1年1か月未満の場合は直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、5%（※1）以上減少している者等</u>	新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている県内の中小企業者等で次に該当する者 ・最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて15%以上減少している者 ・業歴3か月以上1年1か月未満の場合は直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、15%以上減少している者等
信用保証	一般保証	一般保証 セーフティネット保証4号・5号	危機関連保証
資金使途	運転資金	運転資金・設備資金	同左
利率等	貸付利率	0.80%	0.70%
	保証料率	1.15%	0.80% ※2
	貸付利率+保証料率	1.95%	1.50%
貸付限度額	1企業・1組合 1億円	1企業・1組合 2億8000万円	左記とは別枠で 1企業・1組合 2億8000万円
融資期間 (据置期間)	10年以内 (2年以内)	同左	同左
申込期間	通年	令和2年2月25日から 6月30日まで 業歴の要件緩和は、令和 2年3月16日から適用	令和2年3月16日から 令和3年1月31日まで

※1 セーフティネット保証5号を利用する場合。セーフティネット保証4号を利用する場合は20%

※2 セーフティネット保証4号・5号を利用した場合（一般保証を利用する場合は第5区分で1.15%）保証の別枠として2.8億円が利用可能。なお、セーフティネット保証5号については316業種を追加指定

② 借換等貸付の拡充 (既定の融資枠で対応)

利子を含む既往債務の返済負担を軽減し、手元の流動性を確保するため、借換等貸付の要件を緩和

区 分		借換等貸付〔現行〕	借換等貸付〔3/10発表済〕 (新型コロナウイルス対策)【今回要件緩和(下線部)】
対 象 者		県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で次に該当する者 ・ 県制度融資等の借入残高がある者	新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている県内の中小企業者等で次に該当する者 ・ 最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5% (※1) 以上減少している者 ・ <u>業歴3か月以上1年1か月未満の場合は直近1か月の売上高等が直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して5% (※1) 以上減少している者等</u> ・ 県制度融資等の借入残高がある者
資金使途		既往借入金の返済資金 ただし、既往借入の当初借入額を上限に追加融資も可	同左
利 率 等	貸付利率	1. 50%	0. 70%
	保証料率	0. 90%	0. 80% ※2
	貸付利率+保証料率	2. 40%	1. 50%
貸付限度額		1企業・1組合 1億円	1企業・1組合 2億8000万円
融資期間(据置期間)		10年以内(1年以内)	同左
申込期間		通年	令和2年3月16日から6月30日まで

③ 経営活性化資金の拡充 (既定の融資枠で対応)

資金フローの逼迫に対応するため、新規貸付申込に関する審査期間を短縮し、迅速に資金を供給

区 分		経営活性化資金〔現行〕	経営活性化資金〔3/10発表済〕 (新型コロナウイルス対策)
対 象 者		次の①から③の全てに該当する中小企業者 ① 県内で1年以上同一事業を営む者 ② 取扱金融機関と1年以上の与信取引がある者 ③ 税務署の受付印のある直近期の決算書の提出が可能な者等	左記に該当する者のうち、新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受け次に該当する者 ・ 最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5% (※1) 以上減少している者
信用保証		義務(一般保証に限定)	同左(セーフティネット保証を対象に追加)
資金使途		設備資金・運転資金	運転資金
貸付利率		金融機関所定金利	同左
貸付限度額		設備5,000万円、運転3,000万円	運転5,000万円
融資期間(据置期間)		設備5年以内(6か月以内)、運転3年以内(なし)	運転10年以内(1年以内)
申込期間		通年	令和2年3月16日から6月30日まで
取扱金融機関		兵庫県信用保証協会と本資金に係る覚書を締結している金融機関	同左

※1 セーフティネット保証5号を利用する場合。セーフティネット保証4号を利用の場合は20%

※2 セーフティネット保証4号・5号を利用した場合(一般保証を利用する場合は第5区分で1.15%)保証の別枠として2.8億円が利用可能。なお、セーフティネット保証5号については316業種を追加指定

政府の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策
-第2弾-(令和2年3月10日)の概要

1 対策総額

4,308億円（うち予備費2,715億円、既定予算1,593億円）

別途日本政策金融公庫等による金融措置1.6兆円

2 対策概要

●=今回の補正で本県に関連する項目

1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備（486億円）
(1) 感染拡大防止策（107億円）
<ul style="list-style-type: none"> ●障害者福祉施設、救護施設、保育所、幼稚園、児童福祉施設、介護施設等でのマスクや消毒液等の購入費等の支援 ●障害福祉施設における在宅就労の推進 ●介護施設、障害福祉施設、児童福祉施設等における感染疑いのある者を隔離するための個室化改修経費への支援 ○鉄軌道事業者における従業員感染対策、消毒液設置等の要請【国直接執行】
(2) 需給両面からの総合的なマスク対策（186億円）
<ul style="list-style-type: none"> ○国がマスクを一括購入し、医療機関(1,500万枚)や介護施設等(2,000万枚)に配布【国直接執行】 ○マスク転売行為の禁止 ○マスクメーカーに対する増産支援【国直接執行】
(3) PCR検査体制の強化（10億円）
<ul style="list-style-type: none"> ○民間検査機関等への検査設備導入の支援【国直接執行】 ○迅速ウイルス検査機器の供与【国直接執行】 ●感染症法に基づく保健所長又は医師の判断により実施する検査経費等の支援
(4) 医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速（161億円）
<ul style="list-style-type: none"> ●感染病床以外の入院病床確保のための人工呼吸器、人工肺、個人防護具や空床補償経費等への支援 ○情報通信機器を用いた遠隔診療の推進【国直接執行】 ○ワクチンや簡易検査キットの早期開発に向けた取組の推進【国直接執行】
(5) 症状がある方への対応
<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルスに感染した被用者等に傷病手当金を支給する市町村等への財政支援
(6) 情報発信の充実
<ul style="list-style-type: none"> ○発生状況や回復事例等の積極的な広報や多言語での適切迅速な情報提供【国直接執行】 ○相談窓口の多言語対応を行うための特別な体制整備に対する支援
2 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応（2,463億円）
(1) 保護者の休暇取得支援等（1,556億円）
<ul style="list-style-type: none"> ○小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少を補填【国直接執行】 (日額8,330円、国10/10) ○業務委託を受けて働くフリーランス等への支援【国直接執行】 (一定の要件を満たす場合、日額4,100円) ●社会福祉施設等の介護職員が休暇を取得する場合の応援職員の派遣経費等の支援
(2) 個人向け緊急小口資金等の特例（207億円）
<ul style="list-style-type: none"> ●収入減少があった世帯を対象とし、生活福祉資金の拡充等により支援 <ul style="list-style-type: none"> ・休業者等に対する緊急小口資金（10万円、特別な場合は20万円）の貸付 ・失業者等に対する総合支援資金の貸付

(3) 放課後児童クラブ等の体制強化等 (470億円)
○放課後児童クラブ等を午前中から開所する場合の追加経費を支援【市町実施】 ○ファミリーサポートセンター事業の利用料減免分を支援 (6,400円/日)【市町実施】 ○企業主導型ベビーシッター派遣事業の3月割引券上限引上げ(月24枚→月120枚)【市町実施】 ●放課後デイサービスの追加経費の支援
(4) 学校給食休止への対応 (212億円)
○学校給食費の保護者への返還要請に伴う学校設置者の負担額の支援(国3/4、地方1/4) ●衛生管理の徹底・改善等のための職員研修や設備購入費等の支援(国2/3、地方1/3) ○食品納入業者や生産者等に対する代替販路の確保や慈善団体等への寄付の輸送費支援【国直接執行】
(5) テレワーク等の推進 (12億円)
○中小企業事業主に対するテレワーク導入経費の支援【国直接執行】 ○特別休暇制度を整備した中小企業等に対する支援【国直接執行】
3 事業活動の縮小や雇用への対応 (1,192億円)
(1) 雇用調整助成金の特例措置の拡大 (374億円)
○要件緩和の対象を全事業主に拡大、対象の明確化(濃厚接触者の休業等)【国直接執行】 ○特別な地域における助成率の上乗せ(中小:2/3→4/5、大企業:1/2→2/3)【国直接執行】
(2) 強力な資金繰り対策 (782億円) [別途、金融措置:1.6兆円規模]
○特別貸付制度を創設(5,000億円規模)し、売上急減の中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保融資【日本政策金融公庫等】 ●セーフティネット保証4号(100%保証、地域指定)、5号(80%保証、業種指定)を発動 ●危機関連保証(100%保証)を初めて発動し、保証枠の更なる別枠を措置 ○農林漁業者に対する実質無利子・無担保融資【日本政策金融公庫等】 ○医療・福祉事業者に対する融資の無利子・無担保等の優遇措置【福祉医療機構】 ○資金繰りやサプライチェーン再編支援【日本政策投資銀行・商工中金】
(3) サプライチェーン毀損への対応
○日本企業の海外事業の資金繰り等の支援【国際協力銀行】
(4) 観光業への対応 (36億円)
○魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示の充実等の誘客先の多角化支援 ○感染終息後の観光需要の喚起など、国を挙げたキャンペーンの実施【国において今後検討】
(5) 生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化
○生活困窮者自立支援制度に基づく相談・支援制度の利用促進 ○民間団体が実施するSNSを活用した相談体制への支援の拡充
4 事態の変化に即応した緊急措置等 (168億円)
(1) 新たな法整備
○新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ特措法を適用
(2) 水際対策における迅速かつ機動的な対応
○上陸拒否・査証制限措置、検疫強化等
(3) 行政手続、公共調達等に係る臨時措置等
●確定申告期限の延長、公共工事等の工期の延長や繰越の弾力的運用
(4) 国際連携の強化 (155億円)
○WHO等による緊急支援への貢献
(5) 地方公共団体における取組への財政支援
●地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう適切に対応(特別交付税等)
合 計 (4,308億円)